

令和5年1月20日

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部  
食品製造課

### 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインQ & A（汚泥肥料について）

〔Q1〕 下水汚泥等を原料とする汚泥肥料を使用できますか。

〔A〕

ガイドラインでは、第3の定義において、「特別栽培農産物」の肥料使用については、「化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの5割以下であること。」と定めており、特定の肥料の使用を禁止する規定はありません。このため、下水汚泥、し尿汚泥又は工業汚泥を原料とする汚泥肥料（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条に基づき登録を受けたもの）は使用できます。

〔Q2〕 汚泥肥料は、化学肥料に該当しますか。

〔A〕

ガイドラインでは、第3の定義において、「化学肥料」は、「肥料のうち化学合成されたものをいう。」と、また、「化学合成」は、「化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。」と定めています。

汚泥肥料は、一般的には、製造工程において化学合成された凝集促進材（肥料成分に当たらないもの）が添加されますが、汚泥肥料自体が化学合成されたものではないため、化学肥料には該当しません。